



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 日本マイクロコーティング株式会社  
代表者 代表取締役社長 渡邊 淳  
(コード番号 5381)  
問合せ先責任者 取締役執行役員 経営管理本部長 折登 進  
(TEL 042-543-4711)

## 商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり商号変更および定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号変更について

##### (1) 変更の理由

今後当社が目指していくグローバルな経営ビジョンにふさわしい社名へ変更いたします。社名を現在の「日本マイクロコーティング株式会社」から「Mipox 株式会社」（英文表記：Mipox Corporation）へ改称いたします。

当社は、昭和 56 年 4 月に社名を「日本マイクロコーティング株式会社」へ改称し、同時に商品ブランド「MIPOX（マイボックス）」を掲げて事業を展開してまいりました。それ以来「MIPOX」ブランドは、日本国内はもとより、海外顧客における認知度が向上してまいりました。

現在、当社では更なるグローバル展開と 2015 年度の当社創業 90 周年に向け各種取り組みを進めております。本変更はその取り組みの一環であり、日本国内以上に海外で認知度が高いブランド名と社名を一体化することで、「MIPOX」ブランドの価値向上を目指すことを目的としております。

##### (2) 新商号

Mipox 株式会社（英文表記：Mipox Corporation）

##### (3) 変更予定日

平成 25 年 8 月 1 日

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

- ① 今後当社が目指していくグローバルな経営ビジョンにふさわしい社名へ変更いたします。
- ② 当社の現状に則した事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加および削除を行います。
- ③ お客様の利便性ならびに業務の効率化を図るために、第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都昭島市から東京都立川市に変更いたします。
- ④ 第 14 条（定時株主総会の基準日）会社法の記載に表現を合わせます。
- ⑤ 第 27 条～第 39 条の条文を繰上げます。
- ⑥ その他、文言等につき、所要の変更を行いません。
- ⑦ 第 1 条（商号）および第 3 条（本店の所在地）の変更は、平成 25 年 8 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当附則は定款より削除するものといたします。

(2)変更の内容

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は日本マイクロコーティング株式会社と称し、英文では、 <u>NIHON MICRO COATING CO., LTD</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は <u>Mipox 株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Mipox Corporation</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>精密仕上げ研磨テープの製造販売</u> 2. <u>研磨液の製造販売</u> 3. <u>研磨材料並びに研磨機器の製造販売</u> 4. <u>研磨システムのコンサルタント業務</u> 5. <u>各種フィルムへの微粉コーティング業務の請負</u> 6. <u>前記各項に付帯する一切の業務</u> 7. <u>不動産の賃貸</u> 8. <u>火災保険の代理店業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>研磨関連製品の製造販売</u> 2. <u>研磨関連材料ならびに研磨関連機器の製造販売</u> 3. <u>研磨加工業務およびそのコンサルタント業務</u> 4. <u>機能性フィルムの製造販売</u> 5. <u>コンバーティング業務の請負</u> 6. <u>前記各項に付帯する一切の業務</u> 7. ~8. (削除)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都昭島市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都立川市に置く。
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. ~4. (条文省略)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. ~4. (現行どおり)
(公告の方法) 第5条 当社の公告は、電子広告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞掲載して行う。	(公告の方法) 第5条 当社の公告は、電子広告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞掲載して行う。
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は 4,278万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 4,278万株とする。
第7条~第8条 (条文省略)	第7条~第8条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略) (1) ~ (2) (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり) (1) ~ (2) (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集する。臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
第4章 取締役 <u>及</u> び取締役会	第4章 取締役 <u>お</u> よび取締役会
(員数) 第18条 当社の取締役は10名以内とする。	(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第19条(条文省略)	第19条(現行どおり)
(任期) 第20条(条文省略) 2 補欠 <u>又</u> は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第20条(現行どおり) 2 補欠 <u>また</u> は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
(取締役会の招集 <u>及</u> び議長) 第21条(条文省略) 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 <u>及</u> び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集 <u>お</u> よび議長) 第21条(現行どおり) 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 <u>お</u> よび各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(代表取締役 <u>及</u> び役付取締役) 第22条(条文省略)	(代表取締役 <u>お</u> よび役付取締役) 第22条(現行どおり)
第23条(条文省略)	第23条(現行どおり)
(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令 <u>又</u> は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令 <u>また</u> は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第25条(条文省略)	第25条(現行どおり)
(社外取締役の責任免除) 第27条(条文省略)	(社外取締役の責任免除) 第26条(現行どおり)
第5章 監査役 <u>及</u> び監査役会	第5章 監査役 <u>お</u> よび監査役会
第28条～第32条(条文省略)	第27条～第31条(現行どおり)
(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令 <u>又</u> は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令 <u>また</u> は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第34条～第35条(条文省略)	第33条～第34条(現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度) 第36条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第35条 当社の事業年度は、 <u>毎年</u> 4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
第37条～第39条(条文省略)	第36条～第38条(現行どおり)
(新設)	附 則 第1条(商号)および第3条(本店の所在地)の変更は平成25年8月1日を以て効力を生ずるものとする。 <u>なお、本附則は期日経過後、これを削除する。</u>

(3)今後の予定

定時株主総会決議日 平成25年6月27日

効力発生日 第1条・第3条は平成25年8月1日、他は平成25年6月27日